

30年度児童育成手当 新規申請の受け付けを開始します

児童育成手当は5月申請分以降、30年度(29年中)の所得を対象に審査を行います(左表参照)。児童育成手当(育成手当、障害手当)の支給対象に該当する方で、これまで所得超過などにより受給していない方のうち、新たに該当すると思われる方は、早めに申請してください。

手当は、申請した月の翌月分から支給の対象となります。申請は随時受け付けていますが、申請が遅れた場合、遅れた月数分の手当が受けられませんが、5月中に児童育成少年課(市役所2階)へ申請してください。

- ① 父または母が死亡
- ② 父または母が婚姻を解消
- ③ 父または母が1年以上遺棄している
- ④ 父または母が1年以上遺棄している
- ⑤ 父または母に保護命令が発令されている
- ⑥ 父または母が1年以上拘禁されている
- ⑦ 母が婚姻によらず懐胎し、父に養育されていない
- ⑧ 父または母に重度の障害がある(身体障害者手帳1・2級程度)

必要書類 ①認め印②銀行口座の分かるもの③請求者および児童の戸籍謄本(障害手当のみ申請の場合は不要) ※受給要件によっては、他の書類が必要になりますので、児童育成少年課助成支援係(470-7736)へ問い合わせてください。なお、現在受給中の方は、6月中に現況届を郵送しますので、必ず提出してください。詳しくは同係へ。

30年度(29年分)児童育成手当 所得制限限度額表

扶養親族などの人数	所得額
0人	360万4,000円未満
1人	398万4,000円未満
2人	436万4,000円未満
3人	474万4,000円未満
4人	512万4,000円未満
5人	550万4,000円未満
5人以上	38万円
老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき加算する金額	10万円
特定扶養親族または16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族1人につき加算する金額	25万円
所得から控除する金額	
社会保険料相当額(一律)	8万円
寡婦(夫)、障害、勤労学生控除	27万円
特別の寡婦控除	35万円
特別障害者控除	40万円
雑損、医療費、小規模企業共済掛金控除	控除相当額
配偶者特別控除	控除相当額



障害基礎年金について

障害基礎年金は、国民年金の加入者または、初診日が60歳以上65歳未満で老齢基礎年金を受給していない国内在住の人が対象です。国民年金の障害等級が1級・2級に該当した場合、20歳になる前に初診日がある病気やけがで障害の状態になっている方(国民年金の障害等級が1級・2級に該当した場合)も、20歳になると障害基礎年金が受けられます(所
得制限あり)。手続きは、初診日が第1号被保険者期間中または20歳前である場合、市保険年金課または武蔵野年金事務所、初診日が厚生年金や第3号被保険者期間中などにある場合は、武蔵野年金事務所です。詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411 または市保険年金課 ☎470・7732 へ。

障害や難病の啓発活動に対する 補助金を交付します

28年4月1日から、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(いわゆる「障害者差別解消法」)が施行されました。障害者、難病患者への差別を解消するためには、対し、活動費の一部を補助し、障害、難病への理解が不可欠です。

市では、障害者差別解消法に関する法律(いわゆる「障害者差別解消法」)が施行されました。障害者、難病患者への差別を解消するためには、対し、活動費の一部を補助し、障害、難病への理解が不可欠です。

対象 障害者、難病患者などの当事者団体が主催する啓発活動、啓発事業、申請書、難病患者などの当事者団体が主催する啓発事業に、活動費の一部を補助し、障害、難病への理解が不可欠です。

申請書、難病患者などの当事者団体が主催する啓発活動、啓発事業、申請書、難病患者などの当事者団体が主催する啓発事業に、活動費の一部を補助し、障害、難病への理解が不可欠です。

東久留米市自殺対策実態調査・ 計画策定業務委託に係る 公募型プロポーザルを実施します

市では、自殺対策計画の策定に当たり、30年度に実態調査、31年度に計画を策定し、2カ年にわたり計画策定業務を行います。その実施に際し、5月に、市ホームページの委託する事業者を公募型プロポーザル方式により募集します。

公募型プロポーザル方式により募集します。参加を希望する事業者は、5月1日(火)～16日(水)午後5時に、市ホームページの委託する事業者を公募型プロポーザル方式により募集します。

参加を希望する事業者は、5月1日(火)～16日(水)午後5時に、市ホームページの委託する事業者を公募型プロポーザル方式により募集します。

参加を希望する事業者は、5月1日(火)～16日(水)午後5時に、市ホームページの委託する事業者を公募型プロポーザル方式により募集します。

東久留米市空家等対策協議会 委員を募集します

「東久留米市空家等対策協議会」は、市の空き家に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策計画の作成・変更・実施に関することなどを協議するために、市長の附属機関として設置される組織です。市長、学識経験者、市民などで構成され、その「市民委員」を募集します。

募集人数 2人
任期など 8月中旬～32年8月中旬の2年間。年4回程度の協議会(平日の午後)を予定
対象 市内在住で18歳以上の方
募集期間 5月31日(木)まで(必着)、「空家等対策協議会委員希望」と明記し、身近に感じる空き家の問

募集期間 5月31日(木)まで(必着)、「空家等対策協議会委員希望」と明記し、身近に感じる空き家の問

募集期間 5月31日(木)まで(必着)、「空家等対策協議会委員希望」と明記し、身近に感じる空き家の問

都営住宅の入居者を 募集します

【募集の種類・対象】①世帯向け(一般募集住宅) ②若年夫婦・子育て世帯向け(定期使用住宅) ③病気の発見が遅れた住宅など
【募集案内をご確認ください。】
【募集案内の配布期間・場所】土曜・日曜を除く5月7日(月)～15日(火)に、都市

【募集案内をご確認ください。】
【募集案内の配布期間・場所】土曜・日曜を除く5月7日(月)～15日(火)に、都市

【募集案内をご確認ください。】
【募集案内の配布期間・場所】土曜・日曜を除く5月7日(月)～15日(火)に、都市

【募集案内をご確認ください。】
【募集案内の配布期間・場所】土曜・日曜を除く5月7日(月)～15日(火)に、都市

外部評価会議の市民委員を 募集します

市では、市が実施している事務事業の実績を踏まえ、その評価を行い、改革改善の視点から翌年度の予算などへ反映していく「事務事業評価制度」を導入しています。このたび、事務事業評価表に掲げる評価結果などについて、外部の視点からその妥当性を検証し、効果的・効率的な事務執行に向けた改善策などの提言を得るため、外部評価会議を実施します。

募集人数 3人
任期 2年
応募資格 4月1日現在、1年以上市内に居住する18歳以上の方
報酬 会議に出席した場合に所定の謝金を支給
選考方法 応募動機のほか、年齢、性別のバランスなどを考慮して選考します。選考結果は郵送で応募者全員に通知します

選考結果は7月上旬に通知します。応募書類は返却しません。詳しくは同課 ☎470・7733 へ。

選考結果は7月上旬に通知します。応募書類は返却しません。詳しくは同課 ☎470・7733 へ。

